

議案第43号

つくばみらい市市民農園条例の一部を改正する条例


つくばみらい市市民農園条例（平成18年つくばみらい市条例第172号）の一部を次のように改正する。

第2条の表つくばみらい市小張市民農園の項位置の欄中「つくばみらい市小張」の次に「283.6番、」を、「2861番」の次に「、2863番」を加える。

附、則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年6月1日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 

提案理由

市民農園の利用区画数を増加させることに伴い、施設位置の地番を追加するため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市市民農園条例(平成18年つくばみらい市条例第172号)新旧対照表

改正案		現行	
(名称及び位置) 第2条 市民農園の名称及び施設の位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 市民農園の名称及び施設の位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
つくばみらい市小張市民農園	つくばみらい市小張2836番、2837番、2839番、2840番、2841番、2859番、2861番、2863番、2865番1	つくばみらい市小張市民農園	つくばみらい市小張_____2837番、2839番、2840番、2841番、2859番、2861番_____、2865番1